



Title	『抵抗への参加：フェミニストのケアの倫理』について
Author(s)	田中, 朋弘
Citation	臨床哲学ニュースレター. 2025, 7, p. 111-116
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/100166
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

特集2 第12回臨床哲学フォーラム（シリーズ：ふるいにかけられる声を聴く）
テーマ：キャロル・ギリガンとケアの倫理

『抵抗への参加－フェミニストのケアの倫理』について

田中 朋弘

1. 『抵抗への参加』とはどのような本か

2011年に出版された本書は、「もうひとつの声」がどのように見出され、そしてそれがその後どのような反響を引き起こしたか、またそれが何であったか、さらにそれがどこに向かっているかについて、ギリガン（Carol Gilligan）が、『もうひとつの声で』（1982）出版後のおよそ三〇年を振り返りながら書いたエッセイである。そして本書は、全体を通して、読者に対して抵抗に参加することを呼びかけている点で、それ自体が実践の書である。

本訳書には、原著にはない副題「フェミニストのケアの倫理」が追加されているが、これはもともと第五章につけられた副題である。わたしは、これを訳書のタイトルに含めたのは良いアイディアだと思う。なぜなら本訳書は、一方でフェミニストとしての「抵抗への参加」というだけではなく、他方でいわゆる「ケアの倫理」というだけでもなく、「フェミニストのケアの倫理」というのが基本的な構えになるであろうからである。ギリガンの『もうひとつの声で』は、哲学・倫理学の領域では正義対ケア論争（当初はケアの倫理への反論）を引き起こしたが、他方で、家父長制的価値観を強化しかねないという主旨で、従来のフェミニストらによる批判も受けた。しかしギリガンは、両者は別々の話ではなく統合されるという途をを目指していた。とはいっても、『もうひとつの声で』と本書の間には小さくない違いがある。

本書では家父長制（patriarchy）という語がかなりの頻度で登場するが、『もうひとつの声で』（1982）の本文では、（電子版で確認したところ）家父長制という語は出てこない。しかしこの語は、この本に後で追加された「1993年、読者への書簡」と「本書を読んでくれる日本の皆さまへ（邦訳書 2022年）」には出てくる。

こうした事情は、『人間の声で』（In a Human Voice）（2023）において、ギリガン自身によって語られることで腑に落ちる。ギリガンはこの本の序論で以下のように説明している。

しかし、女児を対象とした調査〔（Brown and Gilligan 1992）〕によって、私の関心の焦点は、異なる声を精緻化し明確化することから、目の前にあるものを見るなどを邪魔するものは何かを問うことに移った。そしてここで、二項対立やヒエラルキーとしてのジェンダーの構造が、当たり前のことを見たり言ったりすることを妨げるものとして浮かび上がった。正義に関する関心やケアに関する関心は、人間的な関心なのである。（Gilligan 2023, p.10）

つまり、ギリガンの関心が家父長制の検討に向かったのは、1992年頃だということになるであろう。その意味では、『もうひとつの声で』の「1993年、読者への書簡」のなかで、家父長制に関する言及がなされたことも理解できる⁽²⁾。

そもそも、『もうひとつの声で』は発達心理学の研究であり、その主眼は、倫理的規範に関する男女の違いを記述的なアプローチで明らかにしようとするものであった。それゆえそれには特定の規範の妥当性を主張する規範倫理学的な意図は（基本的には）含まれておらず、また家父長制に対する抵抗としてのフェミニズムという考え方も見られない。実際ギリガンは、『もうひとつの声で』では、「従って、両性にとっての発達とは、これらの異質な見解の相補性を発見することを通じて、権利と責任を統合することであるように思われる。(Gilligan 1982, p.100)」と述べており、両性の倫理的特徴とその成熟について、比較的フラットで相補論的な考えを示している。

他方、規範倫理学的な意味で、正義の倫理に対するケアの倫理の優位性を強調したのはむしろ、ノディングズ (Nel Noddings) の『ケアリングー倫理と道徳教育への女性的なアプローチ (1984)』である。ただしノディングズは後に、この本の第二版 (2003年) の序文で、自分は基本的にフェミニストではあるが、この本を書いたときにはまだフェミニズムについてよく知らず、そのような意図のもとで執筆をしていないと述べている (Noddings 2003, p.xvi)。そして、第二版の改訂版 (2013年) では、副題を『ケアリングー倫理と道徳教育に関する関係論的アプローチ』と変更している。

ギリガンの考えの現在地を理解するには、ギリガンの立場が『もうひとつの声で』の時とその後でまったく同じというわけではなく、1992年頃からフェミニズムの方向に大きく舵を切っていることを踏まえる必要があるであろう。

2. フェミニズムとケアの倫理

本書におけるギリガンの論述によれば (Gilligan 2011, p.175 [ギリガン 2023, pp.214-215])、ケアの倫理は、「不正義とみずから沈黙してしまうことの両方に抵抗する倫理」であり、それは「人間の倫理」である。そして、「ケアの倫理はフェミニストの倫理なのであって、家父長制から民主主義を開放するための歴史的な闘争を導く倫理」である。ギリガンは、フェミニズムを「人間の歴史における偉大な解放運動の一つ」であり、「民主主義を家父長制から開放するための運動」であると見なしている (ibid., p.176 [ギリガン 2023, p.216])。

こうした主張は、明確に一つの規範的な立場を表明している。つまり、ケアの倫理は不正義に抵抗する倫理であり、そしてわたしたちは性差に関わらず「人間として」それを採用するべきだということである。

果たして、「不正義とみずから沈黙してしまうことに抵抗する倫理」は『もうひとつの声で』で論じられた「ケアの倫理」と同じものなのであろうか。少なくとも、『もうひとつの声で』において記述された女性的な声としての「ケアの倫理」は、むしろ、不正義とみずから沈黙してしまうことを受け入れる態度とも親和性が高いようにも見えた。フェミニストたちが当初ギリガンに反対した理由も、そこにあったであろう。しかしギリガンは、本書では「ケアの倫理」をそれとは違う形で描く。

ギリガンの思考の道筋をより理解するために、ここで、理想的規範と現実的規範という区別を用いてみよう⁽¹⁾。理想的規範とは、社会においてそれを持つことが理想的に（最も）善いと考えられるような規範であり、現実的規範とは、現実に特定の社会において承認され、受け入れられている規範である（だからと言って現実的規範は直ちに道徳的に正しい、または、善いとは限らない）。

ギリガンは『もうひとつの声で』において、男性的な正義の倫理に対して、女性的なケアの倫理の存在を明らかにした。これは、現実的規範について論じていたと言える。しかし、ギリガンは同時にこれらの2つの種類の現実的規範が、一方では不正義を容認・強化し、他方では服従を容認・強化しているという点にも気づいていた。そしてギリガンは、女児に関する大規模な調査を通して、このような現実的規範に含まれる問題が、家父長制的な性差別主義に基づいているという確信を得たのであろう。

それゆえ、不正義を許しみずから沈黙してしまうような、性差別的環境のもとにある（抑圧された）ケアの倫理（現実的規範）から、不正義に抵抗しじぶんの声を発する、性差別的環境のもとにはない（本来の）ケアの倫理（理想的規範）への移行が必要になる。つまり、家父長制的な性差別主義を現実からなくしてゆくことで、理想的規範としてのケアの倫理に近づいていくことが可能になる。そしてそれこそが、「人間の倫理」としてのケアの倫理だということになるのであろう。

ただし、家父長制的な性差別主義から（ほんとうの）民主主義へという移行がこのような仕方で試みられているとすれば、ギリガンは認めないかもしれないが、いまのところそれは理想的規範としての正義の倫理を媒介としてなされる、と言ってもよいように思われる。なぜなら、ギリガンが訴えているのは、両性を平等かつ公平に扱い、各人の自由を最大限認めるという倫理であり、それ自体は、道徳性に関係性や共感に基づいた偏りを認めるケアの倫理ではなくそれを認めない（理想的規範としての）正義の倫理だと思われるからである。家父長制が現実の性差別を正当化してきたことは事実であり、家父長制的な性差別主義が正義に適っていない（不正義である）ということを、理想的規範としての正義の倫理は決して否定しないであろう。

『もうひとつの声で』のなかで論じられた正義の倫理を現実的規範としての正義の倫理とみなすなら、それは家父長制における現実の性差別を認めるような（不完全な）正義の倫理であったと言える。むしろ問題なのは、理想的規範としての正義の倫理であれば、理論的に認められないはずの家父長制的な性差別主義を、現実的規範としての正義の倫理が許容してきたという事実である。普遍的で偏りのない判断を掲げる正義の倫理が、あくまで建前にとどまって都合よく使い分けられてしまい（二枚舌）、相手によって取り扱いを変えることを容認してしまっていること、そうした理論的な正しさと実践的な正しさの乖離に目を向けないこと、ギリガンのケアの倫理が正義の倫理に突きつけたのは、こうした問題ではなかったか。

実際のところ、何らかの「力」を背景に相手を黙らせたり、あるいは相手の「力」に押し負けて誰かが黙ってしまったり、じぶんが黙ってしまったりするという経験は、日常においてまだいくらでもある。自分の日常を顧みるに、冗談めかしていても、性差別的であったり誰かを貶めたりするような発言を（やんわりとでも）否定しない／

できないというシチュエーションにおいて、黙ってしまうことでそれに半ば加担してしまうようなことがある（沈黙の傍観者）。ギリガンはそうした仕方で誰かにおもねつて別の誰かを傷つけることに加担しないように呼びかけている。こうしたシチュエーションで本来ケアされるべきなのは、誰なのか。その意味ではメイヤロフ(Mayeroff, M.)がいうように、ケアするものであるためには「困難な状況下でも相手の側に立ち、安全や保証を度外視して、必要なら危険を冒す」ような「勇気」が必要なのである(Mayeroff 1971, p.33ff.)。

3. 「あたまで分かっていること」と「ここで感じること」のバランス

ギリガンの『もうひとつの声で』で提唱されたケアの倫理によって、規範倫理学の中でも理性主義的な倫理の見直しが大きく進んでいる。その先頭に立つのはスロート(Slote, M.)である。スロートはヒューム的な感情主義の倫理学を高く評価しており、そもそも道徳性は理性に基づかないという立場をとる点に大きな特徴がある。もちろんそのような立場を取るとしても、対象を認識したり、因果的な判断を行ったりする能力として理性の働きは認められる。しかしそれは道徳性そのものではないというのが、スロートの主張である(Slote 2007, pp.109ff.)。

スロートは、「共感に基づくケアの倫理」という立場を提唱し、それを道徳性の根底に据えたうえで、功利主義、義務論、徳倫理学、自律、自由主義、パターナリズム、社会正義などの概念とケアの倫理の関係を明らかにしている。スロートは、ギリガンに大いに賛同しているが、ギリガンの仕事に哲学・倫理学的な吟味を加えていると言える。たとえばスロートは、ケアの倫理を関係性という観点よりも、共感(empathy)という観点によって説明する方が、他の規範倫理学的な立場との関係がより明確になるとを考えている。また、スロートは、『完全さの不可能性－アリストテレス・フェミニズム・倫理学の複雑さ (Impossibility of Perfection: Aristotle, Feminism, and the Complexities of Ethics) (2011)』において、ケアの倫理は「ジェンダー中立的(gender-neutral)」であるべきだという立場をとっている(Slote 2011, p.89)⁽³⁾。

スロートは、哲学がこれまで、理性的な分析を重視しすぎて、直観や感情に基づく洞察力を軽視してきたことに注意を促す(ibid., p.133)。しかし他方で、ケアの倫理の側ではその反対のこと（哲学的・分析的批判や体系的理論化の課題や可能性を検討することの不足）が起きており、両者が不足を補う必要があることが強調されている(ibid., p.136)。

こうした事態が起こるのは、本書でギリガンが示した九歳の少女ジュディが感じ取っているように(Gilligan 2011, pp.64-65 [ギリガン 2023, p.79ff.])、わたしたちが、「あたまで分かっていること」と「ここで感じていること」を分離させてしまう傾向があるから、であろう。そして感情主義の倫理学が主張しているのは、「あたまで分かっていること」だけでは、多くの場合、人は実際にそのように行動しないということである。「あたまで分かっていること」は「ここで感じていること」によって、そのように実際に行動する方向に動機づけられなければならない。理性主義の哲学や倫理学では、「あたまで分かっていること」を実際にそのように行動しないことは、「不合理」

だと見なされる。その場合、不合理であることが、人を実際の行動に驅り立てる動機となるかどうかが問題となる。そして多くのふつうの人は、「不合理である」からと言って、それを「合理的にする」ために実際に行為するとは限らない。

「あたまで分かっていること」と「こころで感じていること」は、同じ方向を向くこともあれば、反対の方向を向くこともある。ジェンダーやフェミニズムという観点をどこまで強調するかに応じて、どちらかをより重視するのか、それとも中立を保つか、答えは異なるかもしれない。しかしそれでもなお、ギリガンとスロートはある一点において同じ方向を向いているようにみえる。それは、(理想的な規範としての) 正義の倫理が現実の倫理となるためにはケアの倫理が必要である、ということである。また、ケアの倫理が人間にとてのより基底的な倫理であり、正義の倫理とケアの倫理が反対の方向を向くときには、「こころで感じていること」を無視するのではなく、ケアの倫理の方が優先されるべきだ、ということがそれである。こうした考え方には、単なる正義とケアの相補論を超えたところがあり、自由や自律がケア的関係性に基づくと考えたメイヤロフの考え方にも通じるところがある。

ギリガンは、邦訳『もうひとつの声で (2022)』の、日本の読者に向けて新たに書かれた前書きで、「ドブス対ジャクソン女性健康機構事件」(2022)⁽⁴⁾に言及しており (ギリガン 2022, p.8)、ギリガンの異議申し立てが未だ終わっていないことが強調されている。本訳書はギリガンのそうした立場に関して、日本の読者のギリガン理解をアップデートするという点で、大いに意味があると思う。

注

- (1) この区別は、ブランド (R. B. Brandt) の規則功利主義的な規則に関する分類概念を援用している (Brandt 1959, pp.174 ff.)。
- (2) ただし同じ序論の少しあとでは、1996年に初めて「家父長制」という言葉を論文 (Gilligan 1996) の中で用いたとも書かれている (Gilligan 2023, p.13)。時期に多少のずれがあるが、おそらく心理学的な研究成果として初めて公にしたという点で、この年が挙げられているのであろう。
- (3) クーゼも同意見である。「ギリガンが、個々の道徳的問題に対する現代の女性と男性の反応の中に、統計的に重大な相違があることを実証したのは間違いないだろう。そこで、このような表層的な意味では、倫理にはジェンダーがあることになるだろう。・・・しかしもっと深層的な意味で、つまり、・・・個々人の道徳的アプローチはジェンダーによって「決定されて」いるという意味で、道徳にジェンダーがあるわけではない。」 (Kuhse 1997, p.112)
- (4) *Dobbs v. Jackson Women's Health Organization*は、アメリカ最高裁判所による人工妊娠中絶を巡る2022年の判決である。この判決は、墮胎禁止を違憲とした（人工妊娠中絶を女性の権利として認めた）1973年のロー対ウェイド事件 (Roe v. Wade)におけるアメリカ最高裁判所判決を覆した。

引用・参照文献

- Brandt, R. B. (1959) *Ethical Theory*, Prentice-Hall INC.
- Brown, L. M. and Gilligan, C. (1992) *Meeting at the Crossroads: Women's Psychology and Girls' Development*, Harvard University Press.
- Gilligan, C. (1982) *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Harvard University Press. [ギリガン・C『もうひとつの声で—心理学の理論とケアの倫理』、川本隆史・山辺恵理子・米典子訳、風行社、2022年。]
- Gilligan, C. (1996) "The centrality of relationship in human development: A puzzle, some evidence, and a theory," In G. G. Noam & K. W. Fischer (Eds.), *Development and vulnerability in close relationships* (pp. 237–261). Lawrence Erlbaum Associates, Inc.
- Gilligan, C. (2013) *Joining the Resistance*, Polity Press [『抵抗への参加—フェミニストのケアの倫理』小西真理子・田中壮泰・小田切建太郎訳、晃洋書房、2023年]
- Gilligan, C. (2023) *In a Human Voice*, Polity Press.
- Kuhse, H. (1997), *Caring: Nurses, Women and ethics*, John Wiley & Sons. (ヘルガ・クーゼ『ケアリング—看護婦・女性・倫理』竹内・村上監訳、メディカ出版、2000年)
- Mayeroff, M. (1990 [1st 1971]) *On Caring*, Harper Perennial [マイヤロフ・M『ケアの本質: 生きることの意味』田村真・向野宣之訳、1987年]
- Noddings, N. (2013 [1st 1984, 2nd 2003]) *Caring: A Relational Approach to Ethics & Moral Education*, University of California Press. [ノディングズ・N『ケアリング倫理と道徳の教育—女性の視点から』立山善康ほか訳、晃洋書房、2008年]
- Slote, M. (2007) *The Ethics of Care and Empathy*, Routledge. [スロート・M『ケアの倫理と共感』早川正祐・松田一郎訳、勁草書房、2021年]
- Slote, M. (2011) *Impossibility of Perfection: Aristotle, Feminism, and the Complexities of Ethics*, Oxford University Press.

(たなか・ともひろ)